

中国知財、データ法観察

China IP, Data Law Bulletin

-2025 年第 6 号 総第 28 号-

目次

一、泰和泰のニュース	1
(一) セミナー・イベント	1
(二) 受賞	6
二、知財、データ保護及びネットワークセキュリティの動向	7
(一) 知財の動向	7
1. 法令速報	7
2. 業界動向	12
(二) データ保護及びネットワークセキュリティの動向	14
1. 法令速報	14
2. 業界動向	16
三、著作論文	18

一、泰和泰のニュース

(一) セミナー・イベント

1. 泰和泰法律事務所代表団、国際商標協会 (INTA) 2025 年年次総会に出席

2025 年 5 月 17 日から 21 日にかけて、国際商標協会 (INTA) 2025 年年次総会がアメリカ・サンディエゴにて盛大に開催されました。本年年次総会には、世界 140 カ国・地域から 1 万人を超えるブランド権利者、専門家、政府関係者、ビジネスリーダー、判事および学者が参加しました。

泰和泰法律事務所からは、北京事務所のシニアパートナーであり国際業務部主任の馮超弁護士、パートナーの李繞娟弁護士、専門顧問の何婕弁護士が代表として本会議に参加し、各種国際交流イベントにも積極的に参加し、知的財産分野における最先端の課題について深く議論しました。



馮超弁護士は、国際商標協会 (INTA) 商標局実践委員会中国分委会 (TOPC) と中国国家知識産権局商標局との合同セミナーに招待され、商標局法務処の韓欣怡氏も会談に出席されました。馮弁護士は、他の出席者と共に、商標の 3 年不使用取消制度の要件や『商標審査審理ガイドライン』の改正等について、実務上の課題とその対応策をめぐり活発な意見交換を行いました。



また、馮超弁護士は INTA 主催の商標法における絶対的理由条項をテーマとした円卓会議(Round Table Talks)にも招待され、絶対的理由条項の適用において直面する課題とその対応について意見を述べ、中国、スイス、アメリカ、ドイツなどの著名な法律事務所および企業の参加者と熱烈な議論を交わし、出席者から高い評価と反響を得ました。

公式活動に参加するほか、会議期間中、当所代表団がアメリカ、イギリス、日本、韓国、スペイン、ドイツ、アルゼンチンなどの国・地域の複数の国際的に著名な法律事務所や公式機関と広範な交流を行いました。



泰和泰法律事務所は、強力な知的財産法務チームを擁し、知的財産に関する行政訴訟および紛争解決に深く精通しており、知財分野において高い知名度と良好な評価を得ています。特許、商標、著作権、集積回路の回路配置、植物新品種保護、営業秘密、独占禁止法、不正競争防止法など、あらゆるタイプの知的財産案件および非訴業務（知財の創造、活用、管理、保護）において豊富な経験を積み重ねてきました。

泰和泰の知的財産チームによる多面的・体系的・専門的な法務サービスは、Chambers & Partners、ALB、The Legal 500、LEGALBAND、『Managing IP』などの複数の国際評価機関から高く評価されており、当所が代理した知財案件は、最高人民法院の「50 件の典型的知的財産案件」や、各地の裁判所の「知財模範案件」、各地方の弁護士会や業界団体による「知財保護の代表的事例」に度々選出されています。

今後も、泰和泰法律事務所は、より広域で多面的かつ深度ある知的財産法務サービスの提供に取り組んでまいります。

リンク: <https://mp.weixin.qq.com/s/Z2P8w6GK2-4tmQ3hHBBDrg>

2. 馮超弁護士、INTA と中国国家知識産権局による商標政策対話会に出席

5月7日、国際商標協会(INTA)と中国国家知識産権局(CNIPA)商標局は北京にて年次政策対話会を共同開催しました。泰和泰のシニアパートナー、国際業務部主任の馮超弁護士が本会議に招待され、出席いたしました。

本対話会では、商標に関する「3年不使用取消審査」の基準および手続の最適化、商標共存同意書の制度、絶対的理由に基づく審査、商標の囲い込みおよび転売行為への対応、審査基準の一貫性、非伝統的商標の保護実務など、数多くの重要なテーマが取り上げられました。

これらの議題は、ブランド権利者が現行商標制度に対して抱く関心と懸念に応えるものであると同時に、業界における知的財産制度の今後の発展方向についての思索も反映しています。



リンク: https://mp.weixin.qq.com/s/xlSVfqdIgObfMlgODjK_5g

3. 泰和泰法律事務所、青島支所を正式に設立

2025年5月19日、山東省司法庁の承認を経て、泰和泰法律事務所青島支所が正式に設立されました。これは、泰和泰が青島を拠点に渤海経済圏へと法務サービスを拡大し、中国式現代化における山東モデルの構築に青島の力で貢献する、新たな一歩となります。



青島という地名は、「小青島」の碧波と緑に包まれた美しい風景に由来します。国家計画単列市として、山東半島南部の黄海沿岸に位置する青島は、山と海が調和する自然環境のもと、「仁者は山を楽しみ、智者は水を楽しむ」という思想の実践の地でもあります。また、近代における対外開放の港としても発展し、「海のような包容力と、時代の波に立ち向かう精神」を兼ね備えた都市です。

さらに、青島は新ユーラシア・ランドブリッジ経済回廊の主要ノードであり、「一带一路」における二重の重要拠点都市として、世界第7位の港を有し、海・陸・空の交通が交差する要衝であり、黄河流域における対外開放の玄関口としての地位を担っています。今回の青島オフィスの設立は、泰和泰にとって渤海湾沿岸における法務ネットワークのさらなる強化を意味すると同時に、膠東半島都市圏を基点とするグローバル展開戦略の着実な前進をも象徴しています。

泰和泰青島支所は、伝統的な法律業務に加え、地域の特色と優位性を活かし、国際業務および税関、海事・海商、金融・証券、M&A、文化・観光・エンターテインメント、人材・労務、知的財産、医療・ヘルスケア、環境・資源、不動産・建設等、幅広い分野にわたる専門的な法務サービス体制を整備しています。今後、青島支所は、専門性の高いリーガルサービスを通じて、「海洋強国」戦略および「一帯一路」ハブ都市の発展を力強く法治面から支え、山東地域の発展に深く関与し続けます。

泰和泰は、青島の地から「青の経済圏」における法務支援の新たな航海を始め、無数の帆が競い合うような勢いで、法治の力による持続可能な発展を切り拓いていきます。

リンク: <https://mp.weixin.qq.com/s/D410GYjPifZW2wW211iQxg>

(二) 受賞

1. 泰和泰法律事務所、11 年連続で ALB 中国知的財産業務ランキングにランクイン

2025 年 5 月 20 日、世界的に著名な法律専門メディアである『アジア・リーガル・ビジネス』(Asian Legal Business、略称 ALB)は、「2025 ALB China 知的財産業務ランキング(2025 ALB China Intellectual Property Rankings)」を発表しました。泰和泰法律事務所は、優れた業績と高い顧客評価を背景に、中国国内法律事務所ランキングにおいて、「著作権・商標」および「特許」の 2 大分野でともにランクインを果たしました。これにより、泰和泰は 11 年連続で同ランキングに名を連ね、知的財産分野における卓越した実力をあらためて証明しました。

2025 ALB China 知的財産業務ランキング

2025 年 1 月、中国国家知識産権局は前年の業務総括において、中国の知的財産分野の発展には以下の 3 つの特徴が見られると指摘しました。すなわち、「全社会におけるイノベーションと創造力の持続的な噴出」、「企業がイノベーションの主体としての役割を強化」、「海外への知的財産出願が活発化」です。

これらの傾向は、実際のデータにも裏付けられています。2024 年の 1 年間で、中国では発明特許の認可件数が 104.5 万件に達し、前年比 13.5%の増加となりました。また、ハーグ協定を通じた中国の意匠(デザイン)国際出願件数は世界一とな

り、商標登録件数は 478.1 万件（前年比 9.1%増）、中国出願人によるマドリッド商標国際出願も前年比 13.6%増と大幅に伸長しました。

知的財産の活用面では、2024 年の特許譲渡・ライセンス登録件数が 61.3 万件に達し、前年比 29.9%増という高成長を記録しています。さらに、2023 年時点で中国における特許集約型産業の GDP 比は 13.04%に達しました。

そして、2025 年 4 月 23 日には、最高人民検察院が知的財産検察庁の設立を正式に発表し、中国における知的財産の司法的保護が、より専門的かつ統合的な発展段階へと進むことを示しています。

リンク: <https://mp.weixin.qq.com/s/2lUqiQapTwU0quawCnIsjQ>

二、知財、データ保護及びネットワークセキュリティの動向

（一）知財の動向

1. 法令速報

（1）中国国家知識産権局商標局、「連続 3 年間不使用登録商標の取消申請ガイドライン」を改訂・明確化

2025 年 5 月 26 日、中国国家知識産権局商標局は、「連続 3 年間不使用の登録商標取消申請ガイドライン」の改訂版を公表しました。今回の改訂により、提出すべき書類や具体的な要件など、実務面での指針がより明確化され、また、被申請商標が 3 年間使用されていないことを示す初期調査証拠の範囲も細分化され、申請効率の向上および申請者による適切な手続実施の促進が期待されています。

現行の《商標法》第 49 条および《商標法施行条例》第 66 条によれば、正当な理由なく連続 3 年間使用されていない登録商標については、いかなる団体または個人でも国家知識産権局に対して取消申請を行うことができ、申請時には関連状況を説明する必要があります。

今回改訂されたガイドラインでは、申請人は取消理由の中で、被申請商標が正当な理由なく連続して 3 年間使用されていない状況を説明し、あわせて初期調査の証拠資料を添付することが求められています。証拠例としては、インターネット検索結果や市場調査報告書などが挙げられます。

改訂ガイドラインに基づき、初期調査証拠には以下のような情報が含まれます
(ただし、これに限られません):

- 商標登録者に関する情報(営業範囲、事業内容、経営状態や存続状況等)
- 被申請商標の市場における使用状況に関する調査結果(調査は専門プラットフォームに限定されない)
- 商標登録者の公式ウェブサイト、公式 WeChat アカウント、EC プラットフォーム、オフラインの生産・営業拠点などに関するネット検索、マーケット調査、現地調査などの証拠資料

今回の改訂により、申請者が的確かつ効率的に不使用商標の取消手続きを行えるよう、より実務に即したガイダンスが提供されることとなりました。

リンク: https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbsq/sqzn/202303/t20230330_26201.html

(2) 改正後の『中華人民共和国植物新品种保护条例』が公布

このたび、国务院总理李强が国务院令に署名し、改正された『中華人民共和国植物新品种保护条例』(以下「本条例」)が公布されました。本条例は 2025 年 6 月 1 日より施行され、全 8 章 49 条から構成されています。主な改正内容は以下の通りです。

1. 総合的な基本方針の明確化

植物新品种保护業務は、中国共産党の指導を堅持し、党および国家の知的財産戦略の実施を貫徹し、育種におけるイノベーションを促進し、種子産業の質の高い発展を推進することを基本方針としています。

2. 保護対象と範囲の拡大

保護対象は、従来の「許諾品種の繁殖材料」から「收穫物」へと拡大。

保護の適用行為は、生産・繁殖・販売にとどまらず、「繁殖のための処理」「販売の申出」「輸出入」「保存」にまで及ぶようになりました。

品種権の効力は、以下にも及びます:

- 許諾品種から実質的に派生した品種
- 許諾品種と明確な識別性を有しない品種

- 商業目的で繰り返し許諾品種を使用して生産・繁殖された他の品種

国家は実質的派生品種制度を段階的に実施。具体的な対象範囲は、国务院の承認を経て、農業農村部および林業草原局が目録形式で公布・施行します。

木本植物・つる性植物の品種権保護期間は **20 年から 25 年**に、その他の植物については **15 年から 20 年**に延長されます。

3. 品種権付与の厳格化

法律違反または公共の利益や生態環境を害する植物新品種には、品種権が付与されません。

以下の場合、新規性喪失と見なされます：

- 販売・普及による既存使用を除き、すでに一定の播種面積を超えて普及していると省レベル当局が認定した場合
- 審査または登録から 2 年以上経過しても品種権申請がなされなかった農作物品種

品種名の命名において不適切な使用事例を追加。命名規則に合致しない場合は**名称変更**を命じ、従わない場合は**品種権が無効とされる**ことが明確に規定されました。

4. 品種権申請および付与手続の整備

品種権の**初期審査期間**は 6 か月から 3 か月へ**短縮**(複雑な場合はさらに 3 か月延長可能)。

不可抗力または正当な理由により所定期限を超過し権利喪失に至った当事者は、理由を説明すれば**権利の回復申請が可能**です。

海外に対する品種権出願についての登記権限を、**省級当局から国务院農業農村部および林業草原局へ移管**。

繁殖材料を国外に提供する場合は、『中華人民共和国種子法』に基づき、**遺伝資源の越境提供に関する規定を遵守**することが求められます。

本条例の改正により、中国の植物新品種保護制度は国際基準により一層近づき、知的財産による育種革新の保護強化と、持続可能な農業・林業の発展が強く後押しされることが期待されます。

リンク：https://www.gov.cn/zhengce/content/202505/content_7022127.htm

(3) 中国国家知識産権局、「特許審査指南」改正案(意見募集稿)に関する意見募集を開始

2025 年 4 月 30 日、中国国家知識産権局(CNIPA)は《特許審査指南》の改正草案(意見募集稿)を発表し、社会各界から意見を広く募集すると同時に、改正内容の対照表および説明書を添付資料として公開しました。今回の改正は、特許審査における透明性と専門性の強化、ならびに産業実態に即した審査制度の構築を目的としており、以下の点において重要な変更が加えられています。

1. 予備審査に関する見直し

発明者情報の完全記載義務: 出願書類には全ての発明者の身分情報を記載する必要があると明記されました(従来は第一発明者のみ)。

代理機関の責任明確化: 特許代理機関は、提出した発明者や出願人の情報の真正性と有効性に対して責任を負うことが明示され、虚偽出願の防止を図ります。

2. 実体審査規則の強化

植物品種の保護: 従来の「植物」の定義を削除し、「植物品種」の新たな定義を導入。《種子法》との整合性を確保し、育種中間材料の特許化を明確に認め、植物新品種権と特許権の間の保護ギャップを解消します。

同日出願の処理原則: 同一出願人が同日に発明特許と実用新案を出願した場合、実用新案の権利放棄がなければ、発明特許は拒絶されると規定。二重保護の問題を解消します。

創造性審査の明確化: 特許請求項中、技術課題の解決に寄与しない構成要素は、創造性の判断に影響しないと明確にし、冗長な技術特徴の追加による不当な権利化を防止。

AI・ビッグデータ関連技術の審査基準の整備:

倫理審査の導入: データ収集やアルゴリズム判断に関して、法令や公序良俗に違反する場合(例: 差別的 AI、プライバシー侵害等)は、《特許法》第五条に基づき拒絶。

アルゴリズムと技術融合要件の強調: アルゴリズムの技術的特徴は、ハードウェアや他の技術的構成との相互作用がある場合に限り創造性評価の対象とされ、単なる「包装特許」を排除。

明細書記載の具体性強化: AI モデルの構造、トレーニング手順等について十分な技術開示が求められ、「ブラックボックスアルゴリズム」による不完全開示への対策を講じます。

3. ストリーミング(ビットストリーム)技術の特許保護

保護対象の明確化: ビットストリームの生成に関わる動画エンコード・デコード技術が技術的意義を有する場合は特許対象とし、ストレージ・転送方法および記録媒体にも保護を及ぼします。

クレーム記載の規範化: エンコード・デコード方法を中心に請求項を構成し、ストレージ・伝送に関するクレームは当該方法に依存する構成とすることで、権利範囲の過剰な拡張を防止。

4. 再審査・無効審判手続の最適化

無効請求の真実性確保: 「真意に基づかない」無効請求は受理されないことが新たに明示され、なりすましや悪意のある申立を抑制。

一事不再理の原則導入: 「同一又は実質的に同一の理由・証拠」による再請求は不受理とし、濫訴の削減を目指します。

審判文書の提出規則整備: 無効審判において、特許権者は全文の差替ページおよび対照表を提出し、最終提出版が審査対象となる運用が導入され、審理効率の向上が図られます。

5. 審査手数料・手続フローの調整

手数料の返還制度の明確化: 審査開始前や特許権終了後の費用返還は、申請ベースでの運用に戻す方針を採用し、行政リソースの最適化を図ります。

ニーズ対応型審査制度の導入: 加速審査(予備審査済み案件)および遅延審査の選択が新設され、企業ごとの事業計画や市場戦略に応じた柔軟な審査スケジュールが実現可能となります。

本改正案は、デジタル経済、生命科学、AI など先端分野への対応を意識した内容となっており、産業界・法律実務家からの積極的なフィードバックが期待されています。意見募集の締切は別途公告される予定です。

リンク: https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/30/art_75_199472.html

2. 業界動向

(1)『2024 年中国知的財産権保護状況』ホワイトペーパー正式発表

このたび、『2024 年中国知的財産権保護状況』ホワイトペーパー（以下「ホワイトペーパー」）が正式に発表されました。本ホワイトペーパーは、保護の成果、制度の整備、審査・登録、文化構築、国際協力の 5 つの側面から、2024 年度における中国の知的財産権保護の進展と成果について紹介しています。

保護の成果について

知的財産権保護の水準は着実に向上しており、全国の裁判所が新たに受理した知的財産民事第一審事件は 45 万件、検察機関が受理した知的財産権侵害による逮捕審査案件は 7,646 件、公安機関が立件・捜査した知的財産権侵害および偽劣商品に関する刑事事件は 3.7 万件、市場監督部門が処理した商標・特許等に関する違法案件は 4.39 万件、知的財産管理部門が処理した特許侵害紛争に関する行政事件は 7.2 万件に上りました。重点分野における監督強化も引き続き推進され、関連部門が複数の行政執行特別行動を展開し、顕著な成果を上げています。知的財産保護体制・メカニズム改革も深化し、知的財産分野における改革・イノベーションは着実に前進しました。2024 年には、中国における知的財産権保護に対する社会的満足度スコアは 82.36 点となり、過去最高を更新しました。

制度の整備について

知的財産権に関する法制度の保障はさらに強化され、年間で約 20 本の知的財産関連の法律・法規・規則が制定・改正され、関連する司法解釈が 2 本、公的な指導文書や政策文書が 20 本以上、地方レベルの法令が 11 本公布されました。

審査・登録について

知的財産審査の効率と質は持続的に向上しており、2024 年末時点で中国の有効発明特許件数は 568.9 万件（前年比 14.0%増）、有効登録商標件数は 4,977.7 万件（前年比 7.9%増）、著作権の年間登録件数は 1,063.06 万件（前年比 19.13%増）となりました。地理的表示製品は累計で 2,544 件認定されています。2024 年には農業植物新品種権の出願が 14,839 件（前年比 3.93%増）、林業・草地植物新品種権の出願が 1,338 件、知的財産の税関保護に関する届出は 29,541 件受理されました。

文化構築について

知的財産文化の普及はさらに拡大しており、「全国知的財産権広報週間」などの大型イベントの開催、頻度の高い記者会見の実施、国際交流・協力プラットフォームの積極活用、知的財産に関する報告書や代表的事例の公表、教育研修の強化など多様な手段を通じて、中国における知的財産保護の成果を多角的に発信しています。

国際協力について

グローバルな知的財産権ガバナンスへの関与を深め、2024年には国際知的財産保護協会(AIPPI)世界知的財産会議を主催し、習近平国家主席が祝辞を寄せました。また、「一帯一路」知的財産ハイレベル会議の第3回も開催され、世界知的所有権機関(WIPO)などの国際機関や各国・各地域の知的財産機関との交流協力がさらに深化しています。併せて、関連国・地域との司法協力および共同執行も一層強化されています。

リンク: https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/4/26/art_53_199324.html

(2) アマゾン、商標権侵害でインド裁判所から 3,900 万ドルの賠償命令

2025年2月25日、デリー高等裁判所は、アマゾンがビバリーヒルズ・ポロクラブ(Beverly Hills Polo Club)の商標権を侵害したとして、約 3,900 万米ドル(約 2 億 8,300 万元)の賠償金を支払うよう命じました。

ビバリーヒルズ・ポロクラブは 1979 年に設立され、本社は米国カリフォルニア州ビバリーヒルズに所在し、高級衣料品、アクセサリ、香水、ライフスタイル製品を主に取り扱っています。

2020 年 10 月 12 日、デリー高等裁判所は初めて、アマゾンおよびその関連会社である Cloudtail に対して、侵害マークの使用を禁じる仮処分命令を下しました。アマゾンが出廷せず応訴しなかったため、裁判所は欠席判決を下しました。2023 年 3 月 2 日には、Cloudtail に対しても判決が下されました。

裁判所は、騎馬者のロゴがビバリーヒルズ・ポロクラブの顕著かつ識別可能な特徴であり、同ブランドは 2007 年からインドで登録・使用されていると認定しました。アマゾンは、自社の「SYMBOL」ブランドの下で、騎馬者ロゴを使用した衣料品を自身のウェブサイト上で販売しており、当該侵害製品の価格は最低 375 ルピーである

のに対し、原告ブランドの正規品の通常小売価格は 2,500～4,500 ルピーに達します。裁判所は、このような大幅な割引販売が原告ブランドの排他性を希釈し、消費者を誤認させたと指摘しました。

さらに裁判所は、被告が侵害マークの使用によって得た不当な利益の規模は極めて大きく、「ブランド価値の毀損や、被告が『SYMBOL』ブランドを通じて得た隠れた利益、さらには他の競合他社による今回の侵害行為からの利益獲得の試みを踏まえると、原告は懲罰的損害賠償を受けるべきである」と述べました。

リンク: https://www.sohu.com/a/864989925_120756317

(二) データ保護及びネットワークセキュリティの動向

1. 法令速報

(1) 公安部・国家インターネット情報弁公室など 6 部門が共同で「国家ネットワーク身分認証公共サービス管理弁法」を公布

このたび、公安部、国家インターネット情報弁公室(CAC)、民政部、文化・観光部、国家衛生健康委員会、国家ラジオテレビ総局の 6 部門が共同で「国家ネットワーク身分認証公共サービス管理弁法」(以下「本管理弁法」)を公布し、2025 年 7 月 15 日より施行されます。

本管理弁法は全 16 条から構成され、主に以下の 4 つの側面について規定しています。

ネットワーク番号(网号)、ネットワーク証明書(网证)の定義と申請方法の明確化

国家ネットワーク身分認証公共サービスの概念、及びネットワーク番号・証明書の申請方法について規定しています。

認証サービスの効力および応用場面の明確化

国家ネットワーク身分認証公共サービスの法的効力や活用シーンを明示しています。

データセキュリティと個人情報保護の強調

国家ネットワーク身分認証公共サービスプラットフォームおよびインターネットプラットフォームの情報セキュリティと個人情報保護に関する責任を明確にしています。

未成年者に対する特別規定の制定

未成年者によるネットワーク身分認証サービスの申請および利用について、特別な規定が設けられています。

また、本管理弁法はネットワーク番号・証明書 of 自主的利用原則を明確にし、関係主管部門や重点業種、インターネットプラットフォームに対して、ユーザーの自主的意思に基づきその活用を推奨しています。その一方で、既存または他の合法的な方式による身元確認手段を保持・提供することも求められています。インターネットプラットフォームが国家ネットワーク身分認証サービスに接続することを奨励しつつ、ネットワーク番号・証明書を使用していないユーザーにも平等なサービスを保障しなければなりません。

個人情報保護の面では、《個人情報保護法》などに基づき、市民の個人情報権益が十分に保護されます。

情報収集においては、ユーザーがネットワーク番号・証明書による本名認証を選択した場合、法律・行政法規に別段の定めがあるか、ユーザーの同意がある場合を除き、インターネットプラットフォームはユーザーに明文の身分情報の追加提供を求めることはできません。

国家ネットワーク身分認証公共サービスプラットフォームが収集する情報は、ネットワーク身分認証に必要な範囲に限定され、それ以外の情報は収集されず、ユーザーの通常のインターネット利用には影響を及ぼしません。

情報提供においては、「最小限提供原則」を堅持し、法律によりユーザーの本名認証が求められるが、身分証情報の保存が必要ない場合には、認証結果のみを提供します。法令上、ユーザーの法定身分証明情報の取得・保存が必要な場合には、ユーザーの個別同意の上で、必要な明文身分情報をインターネットプラットフォームに提供することができます。

法律・行政法規に基づき協力義務を履行する必要がある場合、国家ネットワーク身分認証公共サービスプラットフォームは、ネットワーク番号・証明書に対応する実名情報および認証ログ情報に限定して、関連情報を提供するものとされています。

リンク: <https://www.mps.gov.cn/n6557558/c10087550/content.html>

(2) 中国人民銀行、「業務分野におけるデータセキュリティ管理弁法」を公布

このたび、中国人民銀行は《中国人民銀行業務領域数据安全管理办法》(中国人民銀行令〔2025〕第3号、以下「本弁法」)を公布しました。

本弁法は全7章・56条で構成されており、主な内容は以下の通りです：

第1章 総則

本章では、制定の根拠、適用範囲、管理の原則、業務推進の仕組みなどを明確に規定しています。

第2章 業務データの分類・等級付けおよび総合要求

データ資源ディレクトリの整備、データの分類・等級化、関連制度の構築、操作手順の策定などについて規定しています。

第3章 業務データの全プロセスにおけるセキュリティ管理要件

データの収集、保存、使用、加工、伝送、公開、削除といった各段階において、具体的なセキュリティ管理の要求事項を明確に定めています。

第4章 業務データの全プロセスにおけるセキュリティ技術要件

データ保存の保護、バックアップ、伝送時の安全性、アルゴリズムリスク防止など、技術的なセキュリティ要求を示しています。

第5章 業務データのセキュリティリスクおよびインシデント管理

データ処理活動に対するリスクの監視、通報と警戒、評価と監査、インシデントのレベル分け、対応処理に関する規定を設けています。

第6章 法的責任

中国人民銀行およびその支部による監督管理責任の履行、ならびにデータ処理者による規定違反行為への対応措置について規定しています。

第7章 附則

用語の定義、解释权、施行日などに関する規定が記されています。

リンク：<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/5702602/index.html>

2. 業界動向

(1) 中国初の AI モデルに関する侵害事件、判決確定

2025年3月31日、北京知識産権法院は「抖音(Douyin)社が億睿科社を著作権侵害および不正競争で提訴した事件」において、第二審の判決を下し、本件は人

工知能モデルの構造およびパラメータの保護可能性を明確化するとともに、競争利益に基づく保護ルートを探求し、AI モデル分野における一般に認められた商業倫理および市場競争秩序などの重要な要素の認定について見解を示しました。

本件の典型的意義は以下の通りです：

AI モデルの構造・パラメータの保護可能性を明示

競争利益を基礎とした保護ルートの構築

商業倫理および市場秩序に基づく不正競争の判断基準を提示

本件では、裁判所は、データ訓練によって得られたモデルの構造およびパラメータが、不正競争防止法の保護対象となる競争利益を構成すると認定しました。さらに、他人が訓練によって得たモデル構造およびパラメータを無断で直接使用する行為は、AI モデル業界における一般的な商業倫理に反し、かつ市場競争秩序を乱し、消費者の長期的利益を損なうものであるため、不正競争行為に該当すると判断しました。

また、被告が原告モデルの構造およびパラメータに接触した可能性があること、両モデル間に高い類似性が認められるにもかかわらず合理的な説明がないこと、さらに独自開発や訓練に関する有効な契約・証拠を提示できなかったことなどから、被告モデルは原告モデルの構造およびパラメータを直接使用したものと認定されました。

以上より、裁判所は、他人がデータ訓練により得たモデルの構造およびパラメータを無断で使用する行為は、《不正競争防止法》第 2 条に違反するとの判断を下しました。

リンク: https://www.sohu.com/a/884880980_121124708

(2) 中国初の「AI による画像生成が著作物に該当しない」とした判決が正式に確定

このたび、江蘇省蘇州市中級人民法院は、AI によるテキストから画像生成に関する著作権紛争事件について裁定を下しました。上訴人が裁判所からの通知に従い、指定期限内に上訴費用を納付せず、またその延期・減免の申請も行わなかったため、第一審判決が正式に確定し、法的効力を有することとなりました。

本件は、中国において AI による画像生成が著作物に該当せず、著作権を侵害しないと判断された初の判例であり、AI 創作物に関する法的議論に新たな判断枠組みを提示したものです。

判決では次のように指摘されました：

利用者が簡単なプロンプト(指示語)を入力するだけで生成された AI コンテンツには、独創的な知的創作の投入が認められず、著作権法上の「作品」には該当しない。

担当判事は、以下のように見解を述べています：

著作権法が保護する「作品」とは、文学・芸術・科学の領域において独創性を有し、一定の形式で再現可能な知的成果を指す。

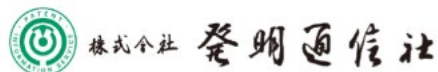
本件で用いられた AI 画像生成プログラムは、利用者が入力したプロンプトに基づいて様々な画像を自動生成するものであり、その外観は人間の創作した美術作品や写真作品に近い。

しかし、利用者が AI 生成ツールを単なる道具として用い、そこに人的な独創性と知的創作が反映されている場合には、AI による生成物であっても著作権保護の対象となるべきである。

一方で、簡易なプロンプト入力のみで生成された AI 画像は、著作権法が保護する「表現」ではなく、単なる「思想」ととどまるものであり、「作品」には該当しない。

リンク：<https://www.jiemian.com/article/12665275.html>

三、著作論文



音楽アルバム名は商標法第 32 条に基づく先行権として保護され得る——馮超弁護士チームが歌手・吳青峰の「馬拉美的星期二(マラルメの火曜日)」商標無効審判を代理

馮超 森康晃 張夢伊
泰和泰(北京)法律事務所

現行の中国「商標法」第 32 条は、「商標登録の出願は、他人の既存の先行権利を侵害してはならず、不正な手段により、他人がすでに使用し、一定の影響力を有する商標を先取りして登録してはならない」と規定しています。では、音楽アルバムの名称が高い知名度によって商品化された権益を有すると認められ、「他人の既存の先行権利」として第 32 条に基づく保護を受けることができるのでしょうか？

馮超弁護士チームが歌手・呉青峰氏を代理して提起した「馬拉美的星期二（マラルメの火曜日）」商標の無効審判請求は、商標審査委員会に支持されました。本件が今後の類似案件の処理における参考や示唆となることが期待されます。

➤ 立法背景

『商標審査審理ガイドライン』では、商標法第 32 条における「他人の既存の先行権利」について、具体的に以下のように解釈しています。すなわち、係争商標の出願日以前に取得された、商標権以外の権利を指し、商号権、著作権、意匠権、氏名権、肖像権、地理的表示、その他保護されるべき合法的な先行権益が含まれます。この「その他の合法的な先行権益」は、司法実務において次第に「商品化権益（コモディティ化利益）」という概念へと集約されてきました。

中国では当初、「商品化権益」に対しては否定的で厳格な態度が取られていました。しかし商品経済の発展に伴い、実務では他人の有名な映像作品、視聴覚作品、登場人物名などを商標として無断使用する侵害事例が多数出現しました。これらの作品名や登場人物名は、もはや識別機能のみならず、商業的価値を担う独立したシンボルとして機能するようになりました。このような状況に対応するため、裁判所および国家知識産権局は「商品化権益」という概念を用い、保護の条件に関しても緩やかな姿勢を取り始めました。

2005 年の「ハリー・ポッター」商標異議申立事件では、商標局が行政判断において初めて、外国語作品の名称が先行権益となり得ることを認定し、「中国国内での知名度」を要件とする旨が明確にされました。2011 年の「007 ジェームズ・ボンド事件」では、北京市高級人民法院が訴訟審理において「商品化権益」を初めて認定しました。控訴審判決では、「007」「JAMES BOND」が映画シリーズにおける登場人物として既に一般消費者に認識されており、その知名度はダンジャオ社の創造的な労

働の結晶であり、そこから派生する商業的価値およびビジネス機会もまた同社が多
大な労力と資本を投入した結果であると判示しました。よって、先行して知名度を有
する映画登場人物名は、先行権利として保護されるべきであるとされました。この
案件は後に 2009 年の最高人民法院の指導的判例にもなっています。当時施行さ
れていたのは 2001 年版の『商標法』であったため、本件では第 31 条前段の規定に
基づいて保護が認められました。

こうした実務の進展は政策面での修正にもつながり、商品化権益の制度化が進
み、現在では成熟した段階に入っています。北京市高级人民法院が発布した『商標
登録・権利確定行政訴訟審理ガイドライン』第 16.20 条でも、以下のような条件を満
たす場合には商標法第 32 条に基づいて当事者の合法的先行権益として保護でき
ると明確に規定しています。(1) 保護の対象が作品名や登場人物名などであること。
また、最高人民法院が 2017 年に公布した『商標登録・権利確定行政事件の審理に
関する若干の問題に関する規定』(法釈[2017]2 号)第 22 条第 2 項においても、著
作権保護期間中の作品について、作品名や登場人物名が高い知名度を有し、それ
らを商標として使用した場合に消費者が権利者の許可を得ている、または特別な
関係があると誤認するおそれがあるときは、当該名称が先行権益に該当するとして
保護することが明記されました。この条項によって、「知名度＋商業的価値＋関連
性」という三要件基準が初めて制度的に確立されました。

➤ 事件の背景

呉青峰氏は、台湾出身の著名な歌手・音楽アーティスト・作詞作曲家であり、華
語圏の有名なポップバンド「蘇打綠(ソーダグリーン)」のボーカルでもあります。感
情豊かな作詞作曲と表情豊かで多彩な歌声により、中華圏の多くのファンに愛され
ており、数々の広く知られ親しまれている音楽作品を生み出してきました。

その中で、『馬拉美的星期二』は呉青峰氏の 3 枚目のソロアルバムであり、同氏
がボーカル、作詞作曲、プロデューサーをすべて自ら担当した作品です。本アルバ
ムは 2022 年 9 月 30 日に発売され、デジタル版には 12 曲、フィジカル(実体)版に
は 16 曲が収録されています。

アルバム発売後から 2023 年 6 月までの間に、「爆款計画(海南)企業管理諮詢有限公司」は、第 35 類、第 33 類、第 14 類、第 3 類、第 21 類など複数の区分において、「馬拉美的星期二」という名称の商標を合計 10 件出願し、そのうち 9 件が 2023 年 5 月から 12 月の間に登録されました。

呉青峰氏はこの状況を確認した後、馮超弁護士チームに依頼し、すでに登録された 9 件の「馬拉美的星期二」商標について無効宣告の申立てを行いました。

➤ 焦点と対応方針

本件において、呉青峰氏は『馬拉美的星期二』という名称について、中国本土での商標出願をアルバム発売前に行っていなかったことから、本件の争点は、係争商標が呉青峰氏の既存の先行権利を侵害しているか、またどのような権利を侵害しているかにあります。

馮超弁護士チームの本案件に関する分析は以下の通りです：

一、『馬拉美的星期二』というアルバム名は、商標法第 32 条が保護する「他人の既存の先行権利」に該当する

より具体的には、最高人民法院が『商標登録・権利確定行政事件の審理に関する若干の問題に関する規定』および『商標登録・権利確定行政事件審理ガイドライン』第 16.20 条で定めた「音楽作品名」として保護され得るものです。司法実務では、「鉄腕アトム」事件、「三生三世十里桃花」事件、「王者荣耀」事件など、映像作品名やゲーム名が商品化権益として保護される例が多いものの、『馬拉美的星期二』という音楽アルバム名もまた、商品化権益の保護対象として以下の要件を満たしています：

- 係争商標「馬拉美的星期二」は、呉青峰氏の音楽アルバム名と完全に一致している。
- 当該音楽作品は、関連業界において高い知名度と影響力を有しており、その影響範囲は、作品のオーディエンスが日常的に接触する機会のある一般的な商品やサービスの区分を含み、その商業的影響力が波及する範囲にまで及んでいる。それには音楽作品と同種または類似の商品・サービスのみならず、作品のプロモーションに関わる関連サービスや、作品への愛着・嗜好か

ら購買意欲が生じる他の一般的商品・サービスも含まれる。

- 係争商標の指定商品・サービスは、第 35 類(広告・販売促進等)、第 33 類(アルコール飲料等)、第 14 類(貴金属・時計等)、第 3 類(化粧品等)など、作品の影響力が及ぶと考えられる範囲に及んでいる。
- 当該音楽作品とその作者である呉青峰氏との間には安定した一対一の関係が成立しており、関連する消費者が係争商標を見た場合、それが呉青峰氏本人、あるいは呉青峰氏の許諾・協力の下で提供されているものと誤認するおそれがある。
- 同時に、係争商標の登録および使用は、呉青峰氏が本来享受すべき商業的機会を侵害するものであり、先行して著名となった音楽作品名「馬拉美的星期二」に対する商品化権益の行使を妨げている。

以上を踏まえ、馮超弁護士チームは、係争商標が商標法第 32 条に違反しており、呉青峰氏が有する先行著名音楽作品名に対する商品化権益を侵害しているという方針を明確にしました。

証拠収集の方針

これを裏付けるため、馮超弁護士チームは当事者を支援し、以下の観点から証拠資料を収集しました：

1. 『馬拉美的星期二』音楽作品の配信プラットフォーム数、再生回数、ファン数のページ：作品の広範な普及状況と高い知名度を証明するため
2. 同作品に関するネット検索結果、販売ページ、レビュー画面：関連する公衆における影響力の大きさを証明
3. アルバムの受賞歴、第三者メディアの報道やインタビュー等：作者自身の使用実績と第三者の評価を通じて、作品と呉青峰氏との安定的な対応関係を証明
4. 係争商標出願人の企業情報および他の商標出願状況：当該出願人が「文芸創作」「芸能マネジメント」等の関連分野で事業を行っており、著名音楽アルバム名と同一の商標を多数出願していることから、他人の先行評価に便乗しようとする主観的悪意を証明

これらの証拠に基づき、馮超弁護士チームは国家知識産権局に対し、9 件の「馬拉美的星期二」商標について無効宣告請求を提出しました。請求の主張としては、当該係争商標が呉青峰氏によって創作された著名な音楽作品名であり、中国における関連公衆に広く知られ、係争商標の登録は、関連する消費者に対して、爆款計画(海南)企業管理諮詢有限公司が提供する商品やサービスが呉青峰氏に由来する、または同氏の許諾・協力を得ていると誤認させるおそれがあり、呉青峰氏が有する正当な商品化権益を侵害し、商標法第 32 条に違反するものであるとしました。

➤ 裁定

審理の結果、国家知識産権局は全 9 件の無効宣告申立てにおいて呉青峰氏の請求を全面的に支持し、裁定書には以下のように記載されました：

当局は、申立人が提出した証拠資料により、係争商標の出願登録以前において「馬拉美的星期二」が申立人の著名な音楽作品名として広く宣伝され、関係公衆に認知されていたことが証明されると判断する。その知名度の獲得は申立人の創造的労働の成果であり、それによりもたらされた商業的価値およびビジネス機会もまた、申立人が多大な労力と資本を投じて得たものである。したがって、「馬拉美的星期二」は先行する音楽作品名として先行権利として保護されるべきものであり、被申立人による係争商標の出願登録は、商標法第 32 条の「商標出願は他人の既存の先行権利を害してはならない」との規定に違反している。

➤ まとめ

知識経済と文化産業が高度に融合する現代社会において、作品名称に対する商品化権益の保護は、文化・エンターテインメント産業の健全な発展に不可欠な土台であると同時に、創作者の知的成果に対する深い敬意を示すものであります。

新たなビジネス形態が次々と登場する中、馮超弁護士チームは、その卓越した法的スキルと戦略的視野により、依頼人の権益を守るだけでなく、法律実務の革新における中核的な存在として活躍しています。まさに、現代における知的財産専門弁護士の専門的価値を体現する最良の例と言えるでしょう。

<http://www.tahota.com>

この記事は、発明通信社の公式サイトで掲載されています：

<https://www.hatsumei.co.jp/column/c-15/>

泰和泰について

2000 年 5 月に設立された泰和泰は、過去 20 年以上の間で急速に成長し、中国をカバーし、世界をつなぐ大規模な総合法律事務所となっています。北京、成都、重慶、貴陽、済南、昆明、ラサ、深セン、上海、天津、香港、西安、太原、西寧、南京、武漢、海口、ウルムチ、福州、広州、南昌、鄭州、ワシントン DC、シドニー、カトマンズ、バンコクなど中国内外の主要都市にオフィスを構え、各オフィスの実力は地域でもトップレベルです。

泰和泰は、3,700 人以上の弁護士を持ち、従業員総人数は 4,800 以上に達し、中国最大の法律事務所の一つであり、世界法律事務所のトップ 100 にも入っています。本所の弁護士の多くは、中国国内外の著名な法学院を卒業し、100 名以上が博士号を取得しています。また、多くの弁護士が様々な分野のバックグラウンドを持ち、越境移転弁護士としての資格を持ち、多言語で業務を行っています。

現在、泰和泰は、1 万越えの国内外のクライアントに高品質で効率的な専門サービスを提供しており、金融、不動産、航空、ハイエンド製造、環境保護、エネルギー、医療、ビジネス、観光、文化など数十の産業分野、知的財産、データ保護、ネットワークセキュリティ、不動産、資本市場、投資と融資、M&A と再編、政府の法律顧問など数十の専門業界をカバーしています。その同時に、インターネット、人工知能、ブロックチェーン、ヘルスケア、映画、エンターテインメントなどの新分野に進出し、デジタル経済の早期到来に呼応しています。



アクセス

泰和泰(北京)法律事務所

所在地:北京市朝阳区東四环中路 56 号遠洋国際センターA 座 12 層

郵便番号:100025

Email:ip@tahota.com

電話番号:86-10-85865151

TEL:86-13910336970

ファクス:86-10-85861922

